太陽光発電設備の特例について

償却資産として申告いただく太陽光発電設備について、固定価格買取制度の認定を受けたものが、平成28年3月31日までは特例対象となっていましたが、平成28年4月1日以降に取得した当該認定設備については、その特例適用の対象外となります。これに代わり、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得された自家消費型の太陽光発電設備が、固定資産税の軽減特例の対象となります。

また、平成30年4月1日以降に取得したものは、発電の出力量により適用される特例割合が異なります。

特例対象設備

取得時期	平成 24 年 5 月 29 日 から 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 から 平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日
特例対象設備	固定価格買取制度の 認定を受けた太陽光 発電設備(10kw以上)	固定価格買取制度対象 外 かつ 再生可能エネルギー事 業者支援事業費補助金 を受けているもの(10kw 以上)	固定価格買取制度対象外 かつ 再生可能エネルギー事業者支援事業費 補助金を受けているもの(10kw以上) ※出力量により適用される特例割合が異なります。
特例期間 ・ 特例率	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、課税標準額を2/3に軽減します。		○出力 1,000kw 未満… 新たに固定資産 税が課されることとなった年度から 3 年度 分に限り、課税標準額を 2/3 に軽減しま す。 ○出力 1,000kw 以上… 新たに固定資産 税が課されることとなった年度から 3 年度 分に限り、課税標準額を 3/4 に軽減しま す。

○申告方法並びに提出書類

償却資産申告書に併せて,下記書類の提出をお願いします。

- (1) 固定資産税(償却資産)課税標準の特例適用申請書(市ホームページからダウンロードできます。ホーム→くらし・健康→税金→固定資産税)
- (2) 一般社団法人日本環境協会(平成30年3月31日までは一般社団法人 環境共創イニシアチブ)が発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し

※なお、償却資産の申告にあたって特例適用がある場合、備考欄に「地方税法附則 15 条第 32 項第 1 号イ」(出力 1,000kw 未満のもの)、「地方税法附則 15 条第 32 項第 2 号イ」(出力 1,000kw 以上のもの)など、対象資産であることがわかるように出力量と併せて記載してください。